

5. 地域密着型サービス事業所の指定について

(1) 指定の理由について

地域密着型通所介護などの地域密着型事業所は、所在地の市町村が指定し事業運営の指導、監督を行うこととなっており、下記の事業所については所在地の伊達市が事業所指定を行っております。被保険者の利用の際には、伊達市との協議によりサービスを利用することができることから、洞爺湖町においても事業所指定を行う必要があります。

この度、下記の事業所について、申請の届出があり、指定の基準に適合し適切に運営が行われていることから、同日付けで指定を行っておりますので報告いたします。なお、指定は6年ごとの更新制となっています。

(2) 事業所の概要

申 請 者	有限会社 ファニティ
事業所の名称	デイサービスともあれ
所 在 地	北海道伊達市長和町382番地18
サービスの種類	地域密着型通所介護
利用定員数	18人

(3) 指定の有効期間

令和5年8月1日～令和11年7月31日